

労働安全衛生法の改正

平成 26 年改正と平成 3 1 年働き方改革改正の主要なポイント

■2014 年（平成 2 6 年）改正安全衛生法 改正 7 項目

- ①有害化学物質リスクアセスメントの実施の義務化
- ②ストレスチェック実施の義務化 ☞リンク  
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei12/index.html>
- ③受動喫煙防止措置の努力義務化 ☞リンク  
<https://www.mhlw.go.jp/content/12602000/000493814.pdf>
- ④重大な労働災害を繰り返す企業に対する大臣が指示、勧告、公表を行う制度の導入
- ⑤機械等の事前届出規制の廃止
- ⑥電動ファン付き呼吸用保護具が型式検定、譲渡制限の対象となる
- ⑦外国に立地する機関も検査・検定機関として登録できるようになる（ボイラーなど）

上記の項目は平成 26 年～28 年までに施行されています。

➤2014 年（平成 26 年）改正労働安全衛生法

☞リンク <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000094015.html>

■2018 年改正

☞ 2018 年（平成 30 年）に「働き方改革法」が成立し、既に 2019 年 4 月から時間外労働の上限規制、年次有給休暇の取得義務化、高プロ・フレックスタイム、勤務間インターバルの努力義務化などが施行されている。

労働安全衛生法の改正（2019/4/1 施行）

☞リンク [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322_00001.html)

- ・労働時間の客観的な把握を企業に義務づけた☞リンク  
<https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/kantoku/dl/070614-2.pdf>

・ [産業医・産業保健機能の強化](https://www.mhlw.go.jp/content/000497962.pdf) [👉リンク](#)  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000497962.pdf>

[労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン](#) [👉リンク](#)

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11200000-Roudoukijunkyouku/0000187488.pdf>

➤ [改正労働安全衛生法のポイント](#) [👉リンク](#)

<https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/content/contents/000372681.pdf>



Hospital内で働く人々と採血の順番待ちの人々

アクセス **×** **外口** **有楽町線・副都心線** **成増駅** 1分 出口4番  
すぐ目の前 (1階ミスト)

**東武東上線** **成増駅南口** 3分 川越街道 三井住友銀行向かい正面  
社会保険労務士事務所 小山労務管理事務所  
〒175-0094 東京都板橋区成増 1-28-15 林屋ビル 10F

**03-3939-5222**

= [長年の体験事例](#) [真摯な対応](#) [任せて安心](#) =